

IFRS 財団評議員会 御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
サステナビリティ報告研究会

公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する 国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」について

日本証券アナリスト協会のサステナビリティ報告研究会は、2021年4月に公表された公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS 財団定款の的を絞った修正案」について、意見書を提出する。

当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約27,500名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA*）を擁する。

サステナビリティ報告研究会は、2021年3月に設立された当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む8名の委員で構成されている。

記

はじめに

近年、金融・投資の意思決定を行うに当たって、財務報告によって提供される情報のみならず、サステナビリティ報告によって提供される情報の重要性が飛躍的に増している。単一で高品質かつ国際的な会計基準であるIFRS基準（新IFRS会計基準）が存在する財務報告の分野とは異なり、サステナビリティ報告では、残念ながら、そのように広く受け入れられた単一で高品質な国際基準が存在しない。我々は、高品質で一貫性と比較可能性を備えたグローバルなサステナビリティ報告基準に対して、アナリストや投資家の緊急の要望があることを認識している。

IFRS財団の「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」による市中協議の開始以来、長らく乱立していたサステナビリティ報告基準を国際的に統合するモメンタムが加速している。そうしたモメンタムを生み出し、その中核にいるのはIFRS財団である。

この分野におけるIFRS財団のリーダーシップは、世界の多くの利害関係者から強い支持を得ている。IFRS財団のリーダーシップにより、このモメンタムを確実にし、財務報告とサステナビリティ報告を統合する形で、企業報告全般における情報及びその伝達のあり方における質、一貫性及び比較可能性の向上を図ることは、世界の資本市場のみならず国際社会、世界経済及び地球環境の持続性を高めるものと期待している。

質問 1

特に次のことを考慮して、修正が評議員会の戦略的な方向性を適切に反映しているということに同意するか。

- (a) 当財団の目的の修正案（付録Aに示す「定款」の新第2条(b)で概要を示している）
- (b) 新審議会の構造及び機能を反映するための修正案（付録Aに示す「定款」の新第43条から第56条で概要を示している）

(a) 同意する。我々は企業報告の利用者として IFRS 財団が、財務報告を越えて、サステナビリティ報告の分野へ、その目的を拡張することを強く支持する。IFRS 財団のリーダーシップにより、このモメンタムを確実にし、財務報告とサステナビリティ報告を統合する形で企業報告全般における情報及びその伝達のあり方における質、一貫性及び比較可能性の向上を図ることは、世界の資本市場のみならず国際社会、世界経済及び地球環境の持続性を高めるものと期待している。

(b) 国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）の規模を、国際会計基準審議会（以下、IASB）と同等の 14 名とすることには賛成する。我々は 2020 年 9 月の市中協議においては、ISSB の財務的制約を前提に、非常勤を中心としてボードメンバーを構成することを提案していたが、そのような資金制約が深刻でないことを前提に、常勤メンバーを中心とすることについても支持する。

しかしながら、新第 45 条のメンバーの構成で、アジア・オセアニア地域、欧州及びアメリカ大陸を 3 名とする一方、全世界枠を 4 名とし、さらに IASB では新第 26 条 (e) に明記されている「全体の地理的バランスの確保を条件に」という要件が、ISSB の新第 45 条 (e) では削除されていることには懸念がある。ISSB メンバーについては、公益、そして国際的に認められるサステナビリティ報告基準の開発のために活動することとなるため、地域や所属する業界も含めた多様性を確保することが重要である。特に全体の地理的バランスが確保されなければ、IFRS 財団にとってサステナビリティ報告基準のグローバルなエンドースを促す際の障害となる懸念がある。14 名の構成の 3 割弱を全世界枠に充てるよりは、IASB と同様に「全体の地理的バランスの確保を条件に、任意の地域から 1 名」とする方が、ISSB のメンバー構成のルールとして透明性が高まり、多様性の確保をより確実なものとするだろう。サステナビリティ報告基準の円滑なエンドースにも資すると我々は考えている。

本来、地域枠、全世界枠ともに、地域代表というよりは、「グローバルな公益代表」であるはずである。この観点から、ISSB において全世界枠を敢えて増やすのであれば、地域枠代表との違いを強調するうえでも、「全体の地理的バランスの確保」に加え、「地域枠から独立したグローバルな公益代表」であることを新第 45 条 (e) に要件として追

加する必要があると考える。

また、新第 54 条において議決要件を単純過半数としていることも、ISSB による議決の正当性を希薄化するのではないかと懸念する。公開草案又はサステナビリティ基準書の公表には、単純過半数の承認が必要とされているが、これは、IASB の議決要件よりも緩い。IFRS 基準の正当性は、IASB における厳格なデュー・プロセスの遵守に加えて、公開草案又は IFRS 基準書の公表には、8 名（総員 13 名以下の場合）又は 9 名（総員 14 名の場合）の承認が必要という厳しい議決要件によって強化されてきた。議決要件の緩和は、意思決定及び基準開発のスピードアップに繋がるかもしれないが、拙速な意思決定に繋がるリスクも伴う。それによって、ISSB 及び IFRS サステナビリティ基準の正当性や信頼性のみならず、IFRS 財団全体の正当性、信頼性及び名声が損なわれることを、我々は懸念している。

一方で、我々は、高品質で一貫性と比較可能性を備えたグローバルなサステナビリティ報告基準に対して、アナリストや投資家の緊急の要望があることを認識している。

また、すでに 140 に近い国・法域で、強制適用されている IFRS 基準とは異なり、IFRS サステナビリティ基準は、各国・地域の基準や既存の有力なサステナビリティ報告基準との競争が避けられない。それ故に、IFRS サステナビリティ基準については、国際的な普及のために、IFRS 基準では認められていないビルディングブロック・アプローチが取られると理解している。

特に、我々は IFRS 基準の最大の強制適用法域である、欧州においてサステナビリティ報告基準（Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD)）の開発が先行していると認識している。そうした先行する地域サステナビリティ報告基準の開発にキャッチアップするため、IFRS サステナビリティ基準の開発の初期段階においては、スピード感をもって基準開発を進める必要があることには同意する。

そこで、ISSB の議決要件としては、全世界枠に関して前述した要件が確保されることを前提に、以下を提案したい。

- (1) 原則として、公開草案又は IFRS サステナビリティ基準書の公表には、8 名（総員 13 名以下の場合）又は 9 名（総員 14 名の場合）の承認を必要とする。
- (2) 特に高い開発の緊急性が識別された基準について、公開草案又は IFRS サステナビリティ基準書の公表には、単純過半数の承認を必要とする。
- (3) 特に高い緊急性の識別については、別に要件を定め、(2) の例外規定の適用に当たっては、厳格なデュー・プロセスの適用を求める。
- (4) (2) の例外規定が適用された場合は、評議員会のデュー・プロセス監督委員会による監督・レビューに服する。

我々の提案する、ISSB の議決要件は、IFRS 基準並みの厳しい要件を原則としつつも、厳格なデュー・プロセスの遵守を前提に、ISSB の置かれた環境にも柔軟に対応で

きることを意図するものである。このような議決要件にすれば、ISSBによる基準開発の初期段階（開発が先行する地域サステナビリティ報告基準へのキャッチアップ段階）においては、開発の迅速性と透明性が確保されると同時に、先行基準の開発状況に対してキャッチアップした後は、IFRS基準並みに厳しい議決要件となり、正当性、信頼性及び透明性が確保されることになろう。

質問 2

新審議会及びそれに関連した基準の考えられる名称に関して、「国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が「IFRSサステナビリティ基準」を設定することが、新審議会及びそれに関連した基準の機能を正確に記述するという事に同意するか。

我々は、IFRS 財団が国際的なサステナビリティ報告基準の開発に乗り出すに当たって、「IFRS 財団」の名称を維持することは妥当であると考えている。そもそも、IFRS 財団が統一的な国際的なサステナビリティ報告基準の開発に進出することに、幅広い支持が得られているのは、IFRS 基準の開発とその普及活動を通じて、IFRS 財団の名声と信頼が世界の資本市場関係者の間に確立しており、財務報告基準の開発に係る IFRS 財団の経験が、サステナビリティ報告基準の開発に当たっても発揮されることが期待されているからである。IFRS 財団はそのブランド力と名声をフルに活用して、世界の資本市場に受け入れ可能な高品質のサステナビリティ報告基準の開発を目指すべきである。

一方で、我々は新審議会の名称を「国際サステナビリティ基準審議会」ではなく「国際サステナビリティ報告基準審議会」、略称を ISRSB とすることを提案する。また、それに準じて「IFRS サステナビリティ基準」も「IFRS サステナビリティ報告基準」とすることを提案する。

まず、新審議会が開発する基準を、単に「サステナビリティ基準」とすると、基準の機能を正確に表現することはできないと懸念する。単に「サステナビリティ基準」では、「サステナビリティ経営基準」、「サステナビリティ・ファイナンス基準」、「サステナビリティ投資基準」、「サステナビリティ・パフォーマンス基準」など、様々な意味内容を持ちうる。正確を期すためにも、「報告 (Reporting)」という単語を含めるべきである。

また、略称 ISSB は IASB や IAASB と発音が近くなるために紛らわしい、と我々は考えている。そこで、ISRSB であれば、IASB や IAASB との混同はなくなる。略称 5 文字が長すぎる場合には、略称については、I を省略して SRSB で良いと思われる。また、基準の略称も IFRS-SRS となるが、これが長すぎるのであれば ISRS (これは IFRS と紛らわしいが)、または単に SRS で良いと思われる。

質問 3

この結果的修正の提案（付録 A に示す「定款」の新第 60 条及び第 61 条の案で概要を示している）に同意するか。

提案に同意する。

新第 60 条及び第 61 条の提案は、現行定款の第 46 条及び第 47 条における IFRS 財団のエグゼクティブ・ディレクターの任命プロセス及び責任並びに IASB 議長とエグゼクティブ・ディレクター及びチームやスタッフとの関係に、ISSB 議長を追加したものと理解している。

一方で、新第 61 条では、従来のエグゼクティブ・ディレクターの IASB 議長に対する報告義務を、IASB 議長と ISSB 議長との対話義務に修正することが提案されている。これが、現状の追認なのか、あるいは当該義務規定の実質的な修正なのかを、我々は判断する立場にないが、IFRS 財団と IASB 及び ISSB との関係を、よりインタラクティブにするという意味では、良い方向への修正と考えている。

また、現第 46 条では、エグゼクティブ・ディレクターは、評議員会に対して、IASB の基準設定活動以外のすべての事項を報告することとなっていた。これが新第 60 条では、そのような制限がなくなり、評議員会に対しては、単に報告を行うとされたことにより、報告範囲が拡張されるものと思われる。このような新第 60 条の解釈が妥当ならば、それによって、評議員会は、IASB 及び ISSB の活動について、より幅広い視点からモニタリングすることが可能になるとと思われる。評議員会による IASB 及び ISSB に対するガバナンスの強化に繋がると考えられるため、これもまたより望ましい方向への定款修正になるのではないかと考える。

質問 4

「定款」の的を絞った修正案に関して提起したいと考える他の事項はあるか。

今回の定款の修正案では、評議員会の下に IASB と ISSB が並立する形になっているが、両ボードが独立して、IFRS 会計基準と IFRS サステナビリティ基準を開発するだけで、IASB と ISSB が直接に対話するメカニズムや公式な枠組みが定義されていない。企業報告は、会計基準に準拠する財務報告とサステナビリティ報告基準に準拠するサステナビリティ報告が統合される方向にある。これらの 2 つを繋ぐ (overarching) 基準の開発は、現時点では時期尚早と思われるが、財務報告とサステナビリティ報告の統合的開示の在り方については、IASB と ISSB との間で対話を持たれるべきであり、その対話の枠組みは定款で

定義されるべきではないかと思われる。

両ボード間及び IFRS サステナビリティ基準開発のパートナーとなる有力なサステナビリティ基準設定主体とは、非公式な対話が活発に行われると思われるが、我々は、少なくとも両ボード間の対話に関しては、定款で公式な対話の場を定めるべきであると考えます。

以上